資料3

第二期山口市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて

（１）計画期間

令和2年度から令和6年度

（２）中間年の見直し

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）

法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定ごとの人数が、二の２の（一）又は四の２の（一）により定めた当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。

（３）見直しの考え方

１　教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し

「実績値」について、教育・保育給付認定区分ごとに、市町村計画における「量の見込み」（必要利用定員総数）と比較し、１０％以上の乖離がある場合は、原則として見直しが必要と判断し、要因分析及びそれに基づく見直しの作業を行うこととする。「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について（内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）事務連絡）」

２　地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し

教育・保育の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容の変更に併せて、必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容の変更を行うこととする。「同」

（４）事業計画の見直し

１　教育・保育施設、地域型保育事業の見込み量と確保の内容

２　地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保の内容

（２）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

（５）子育て短期支援事業

（６）病児保育事業

（９）妊婦健康診査

（10）乳幼児家庭全戸訪問事業

「第二期子ども・子育て支援事業計画」中間年見直しに係るスケジュール

	R4.4	R4.5	R4.6	R4.7	R4.8	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3
子ども・子育て会議												
経営会議												
議会説明												
パブリックコメント												